

三田市シティブランディング推進事業仕様書

1. 業務の名称

三田市シティブランディング推進事業

2. 業務目的

人口減少社会においても三田の豊かな暮らしを次世代へつなぐため、市外から人や活力を呼び込み、市民が誇りを持てる「選ばれるまち」としてのブランド価値を確立する。地域産業の最前線で事業活動を行う担い手の声を広く取り入れながら、これまで庁内各部署が個別に行ってきた魅力発信を「横串」で束ね、三田市の魅力を統合的に発信するための基盤を構築する。ロゴやステートメントを単なるデザインではなく長期間機能する「投資資産」として定義し、全庁的な運用を行うことで既存施策の発信力を最大化させ、本市の認知度向上と業務効率化を同時に実現する。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 基本的な考え方

(1) 業務範囲

本業務は、市職員へのノウハウ移転を通じた組織能力の向上、ブランディングの根幹となる戦略策定、共通資産であるブランディングツールの整備である。

外部専門家の知見を活用し、本市の現状課題や将来像を的確に整理したうえで、月2回以上の定例協議等を実施し、職員と一体となってプロジェクトを推進し、専門的知見を移転するとともに、農業・商業・観光・移住などの地域産業の最前線で事業活動を行う担い手の声を把握することを通じて、実効性の高い企画・戦略立案を通じた市職員の人材育成・組織能力の向上を行い、シティブランディングの中核となる理念・戦略を構築する（「三田市地域ブランド基本戦略」の策定）。あわせて、市の方向性や価値を象徴するマスターロゴ及びタグラインを新規に開発し、観光・移住・物産等に分散していた情報発信を「三田ブランド」として統合する。さらに、市の価値や未来像を簡潔かつ共感性の高いブランドステートメントとして言語化するとともに、モノ・バショ・ヒトや市制施行70周年といった節目を効果的に表現するキービジュアルを制作する。これらのブランド資産については、ロゴ・色・書体等の使用ルールを体系化したブランドガイドラインを整備し、継続的に庁内外で一貫した活用を可能とすることで、次年度以降の本格的なプロモーション展開に向けた基盤を確立する。

(2) 体制

受託者は、職員と一体となってプロジェクトを推進し、ブランディングのノウハウを職員に移転することで組織力の向上を図るものとする。

業務実施にあたっては、ブランディング戦略、デザイン、コミュニケーション設計等の各分野における専門性を有する担当者を配置するものとする。

5. 委託業務内容

下記項目について、市と協議のうえ支援するものとする。

(1) 職員へのノウハウ移転を通じた組織能力の向上について

- ・ 現状の三田市の課題等について現状分析及び課題抽出手法
- ・ ブランドコンセプトの策定手順
- ・ ターゲット設定とコミュニケーション戦略の立案方法
- ・ 市職員向けワークショップの企画・運営
- ・ 月2回以上の定例協議による職員と一体となったプロジェクトの推進
※定例協議は原則現地開催（2時間以上）
※資料は原則ペーパーレス
- ・ 農業・商業・観光・移住等の地域産業の最前線で事業活動を行う担い手に対し、ヒアリングその他適切な手法により意見・課題認識・将来展望等を把握し、戦略策定に反映させること。
※ヒアリングの相手方及び回数、実施手法については協議の上、決定する。
※受託事業者が行う当該ヒアリング等は、原則として月2回以上実施する定例協議の実施回数に含むものとする。

(2) 「三田市地域ブランド基本戦略」の策定について

- ・ 上記(1)を通じて三田の強みや独自性を整理し、ブランドコンセプト、ターゲット、発信戦略、ブランド資産の活用方針等を体系化した基本戦略を策定すること。
- ・ ブランド策定後のプロモーション、展開ビジョン及び活用等について検討すること。

(3) ブランディングツールの整備について

下記の成果物を制作すること。

(a) マスターロゴ・タグライン開発

- ・ 市の理念や方向性を的確に表現したマスターロゴの開発
- ・ 庁内外の多様な媒体で長期的に活用可能な汎用性と象徴性を備えたデザイン
- ・ 複数案の提示とブラッシュアップ
- ・ 三田市を端的に表現するタグラインの開発

(b) ブランドステートメント構築

- ・ 市の価値や未来像を簡潔かつ共感性の高い言葉で表現
- ・ 職員・市民が共有し行動につなげられる内容
- ・ 内部向け・外部向けそれぞれのメッセージの整理

(c) キービジュアル開発

- ・ モノ・バショ・ヒト等の地域資源を効果的に表現
- ・ 市制施行70周年を含む節目を表現した展開
- ・ 各種媒体へ展開しやすい統一感のあるビジュアルシステム
- ・ Webサイト、印刷物、動画等への応用を考慮したデザイン展開

(d) ブランドガイドライン作成

- ・ ロゴの使用ルール(基本形、禁止事項、最小サイズ等)

- ・ カラーパレット、フォント等のデザインシステム
- ・ 各種媒体での展開例(名刺、封筒、看板、Web等)
- ・ 庁内外で一貫したブランド運用を可能とする分かりやすい体系化
- ・ デジタルデータ及び印刷物での提供

6. 成果品

成果品の項目、数量等は以下のとおりとする。

成果品項目	数量
業務報告書	印刷物 1 部及び同内容の電子データ
ブランドコンセプト資料	印刷物 1 部及び同内容の電子データ
マスターロゴデータ (AI、EPS、PNG、JPG 形式)	印刷物 1 部及び同内容の電子データ
タグライン (AI、EPS、PNG、JPG 形式)	印刷物 1 部及び同内容の電子データ
ブランドステートメント (AI、EPS、PNG、JPG 形式)	印刷物 1 部及び同内容の電子データ
キービジュアルデータ (AI、EPS、PNG、JPG 形式)	印刷物 1 部及び同内容の電子データ
ブランドガイドライン	印刷物 1 部及び同内容の電子データ
三田市地域ブランド基本戦略	印刷物 1 部及び同内容の電子データ

※上記の電子データは、Adobe Illustrator、Microsoft Office Word、Excel 形式及び PDF 形式とする。

7. 特記事項

(1) 業務の進め方

- ・ 月 2 回以上の定例協議を実施し、進捗状況の確認及び方向性の調整を行うこと。
- ・ 市職員向けワークショップを適宜開催し、庁内の理解促進とノウハウの移転を図ること。
- ・ 重要な決定事項については、市と十分な協議を行い、合意形成を図ること。

(2) デザインデータの納品

- ・ ロゴデータは、カラー版・白黒版・背景透過版等、用途に応じた各種バリエーションを作成すること。
- ・ データ形式は、AI、EPS、PNG、JPG 等、多様な用途に対応できる形式で納品すること。
- ・ 使用フォントが有償フォントの場合は、代替フォントの提案またはアウトライン化したデータを納品すること。

(3) ブランドガイドラインの内容

- ・ ロゴの基本形、カラーバリエーション、使用禁止例を明示すること。

- ・ 指定カラー(CMYK、RGB、Web カラーコード等)、フォント、余白ルール等を明確にすること。
- ・ 名刺、封筒、看板、ポスター、Web サイト等での展開例を具体的に示すこと。
- ・ 庁内の多様な部署が自律的に運用できるよう、分かりやすい説明と視覚的な資料を提供すること。

(4) 著作権及び使用权

- ・ 本業務において作成された成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む)は、三田市に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、成果物について著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、成果物を自己の実績として公表する場合、事前に市の承諾を得るものとする。

(5) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(6) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報保護法(施行令や施行規則含む)や三田市個人情報保護法施行条例及び三田市情報セキュリティポリシー等の各規定を遵守すること。また、業務実施により得られた情報(個人情報・機密情報)や成果物、資料等を、目的外に利用することや、市の許可なく第三者に提供しないこと。なお、契約期間が終了した後も同様とする。

(7) その他

- ・ 打ち合わせや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

8. その他

(1) 予算額

委託料の見積限度額は 18,500,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

(2) 支払方法

業務完了後、一括払いとする。

(3) 令和 8 年度予算可決前であるため、万一、予算が減額、否決された際にはその効力を失うこととなるが、市は当該業務の債務を負わない。

(4) 問い合わせ先

〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号
三田市産業振興部まちのブランド観光課(本庁舎 5 階)
TEL: 079-559-5012
FAX: 079-559-5024
E-mail: machibrand@city.sanda.lg.jp
※迷惑メール防止のため、「@」を「Σ」に置き換えています。